

甲子園大学学位規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、甲子園大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第 32 条第 3 項及び甲子園大学（以下「本大学」という。）学則第 32 条第 2 項の規定に基づき、本大学において授与する学位に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(学 位)

第 2 条 本大学において授与する学位は博士、修士及び学士とし、次のとおりとする。

| | |
|-------------------------|----------------|
| 栄 養 学 部 栄 養 学 科 | 学 士 (栄 養 学) |
| 栄 養 学 部 フードデザイン学科 | 学 士 (フーズデザイン学) |
| 心 理 学 部 現 代 応 用 心 理 学 科 | 学 士 (心 理 学) |
| 栄 養 学 研 究 科 博 士 前 期 課 程 | 修 士 (栄 養 学) |
| 栄 養 学 研 究 科 博 士 後 期 課 程 | 博 士 (栄 養 学) |
| 心 理 学 研 究 科 博 士 前 期 課 程 | 修 士 (心 理 学) |
| 心 理 学 研 究 科 博 士 後 期 課 程 | 博 士 (心 理 学) |

第 2 章 学位の授与要件

(博士の学位授与要件)

第 3 条 博士の学位は、本大学院学則第 32 条により博士後期課程修了の認定を受けた者に授与する。

2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

(修士の学位授与要件)

第 4 条 修士の学位は、本大学院学則第 32 条により博士前期課程修了の認定を受けた者に授与する。

(学士の学位授与要件)

第 5 条 学士の学位は、本大学学則第 31 条により本大学卒業の認定を受けた者に授与する。

第 3 章 学位論文の審査方法

第 1 節 課程修了による博士及び修士の学位論文審査方法

(学位論文審査の申請)

第 6 条 本大学院博士後期課程又は博士前期課程の学生が学位論文（以下「論文」という。）の審査を申請しようとするときは、学位申請書に論文及び論文概要書を指導教員を経て学長に提出しなければならない。

2 論文には論文概要書を添付して各 3 部を提出するものとする。

3 一度提出した論文等は、返却しない。

（論文の形式）

第 7 条 論文は、1 編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、参考論文、訳文、その他の資料を提出させることがある。

（論文の審査）

第 8 条 提出された論文については、学長が研究科委員会にその審査を付託する。

（審査委員）

第 9 条 研究科委員会は、前条の規定により、論文の審査を付託されたときは、指導教員及び関連科目担当の教員 2 名を審査委員に選出し、その内 1 名を主査に充てる。

2 研究科委員会は、審査のため必要と認めるときは、前項に定める教員以外の教員を審査委員に加えることができる。

3 審査委員は、論文の審査を行う。

（論文の審査基準）

第 10 条 論文は、広い視野に立って精深な学識を備え、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を示すものでなければならない。

（最終試験）

第 11 条 本大学院学則第 30 条に規定する最終試験は、論文の内容及びこれに関連ある専攻分野の科目について試問の方法によって行う。

2 前項の試問は、口頭による。ただし、筆答試問を併せて行うことができる。

（審査期間）

第 12 条 審査委員は、論文提出後から研究科委員会が年度末までの適当と定めた日時までに、論文及び最終試験又は学力の確認を行わなければならない。

（最終試験又は学力確認の試問の省略）

第 13 条 審査委員は、論文審査の結果その内容が著しく不適當であると認めるときは、最終試験又は学力の確認に試問を行わなくてもよい。この場合には、審査委員主査はその旨を研究科委員会に報告しなければならない。

（審査結果の報告）

第 14 条 審査委員は、論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行ったときは審査の結果及び評価に関する意見を付して、最終試験又は学力の確認の成績とともに、研究科委員会に報告しなければならない。

（研究科委員会の審議）

第 15 条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与することの可否を議決する。

2 前項の議決は、研究科委員会の構成員の総数の 3 分の 2 以上が出席し、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。ただし、長期出張中及び休職中の構成員は、構成員の総数に算入しないものとする。

3 研究科委員会が第 1 項の議決をしたときは、研究科長は、学長に報告しなければならない。

第 2 節 論文提出による博士の学位論文審査方法

(論文提出による博士の学位請求の申請)

第 16 条 本大学院の学生以外の者が、第 3 条第 2 項により博士の学位を請求しようとするときは、学位申請書に博士論文、論文概要書、履歴書及び論文審査手数料 100,000 円を添え、学長に提出しなければならない。

2 前項の博士論文を提出する場合の提出部数等については、第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

3 論文の形式については、第 7 条の規定を準用する。

(博士論文審査)

第 17 条 学長は、前条第 1 項の学位申請書を受理したときは、その審査を研究科委員会に付託しなければならない。

2 研究科委員会は、前項の付託に基づき博士論文の審査を行うものとする。

3 前項の博士論文の審査は、学位申請書を受理した日から 1 年以内に終了しなければならない。

4 審査委員、論文の審査基準、最終試験、最終試験又は学力確認の試問の省略及び審査結果の報告については、第 9 条、第 10 条及び第 11 条並びに第 13 条及び第 14 条の規定を準用する。

(学力確認)

第 18 条 第 3 条第 2 項の学力の確認は、研究科委員会において委嘱された教員が行うものとする。

2 学力の確認方法は、博士論文に関連する分野の科目及び外国語について、口述又は筆記により行うものとする。

3 本大学院博士後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで退学した者が、博士論文を提出したときは、研究科委員会で定める年限内に限り、第 1 項に定める学力の確認を行わないことができる。

(授与資格の認定)

第 19 条 研究科委員会は、博士論文の審査、試験及び学力の確認の結果に基づき、その者

の学位授与要件の有無の認定について審議のうえ、合格又は不合格を議決する。

- 2 前項の議決を行う場合の定足数等については、第 15 条第 2 項の規定を準用する。
- 3 第 1 項の審議結果の学長への報告については、第 15 条第 3 項の規定を準用する。

第 4 章 学位の授与等

(学位の授与)

第 20 条 学長は、第 15 条第 3 項又は前条第 3 項の報告に基づいて、学位の授与を議決された者に所定の学位記を授与する。

- 2 学位を授与できない者には、その旨を通知する。
- 3 学位記の様式は、別記様式第 1 から第 4 までのとおりとする。

(学位の名称)

第 21 条 学位を授与された者は、その学位の名称を用いるときは「甲子園大学」と付記しなければならない。

(学位の取消)

第 22 条 本学において学位を授与された者に次の事実が判明したときは、学長は研究科委員会の意見を聴いて、その授与した学位を取り消し、学位記を返還させることができる。

- (1) 不正の方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき
 - (2) 名誉を汚す行為があったとき
- 2 研究科委員会が学長に意見を述べる場合は、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

第 5 章 博士論文の公表

(博士論文要旨等の公表)

第 23 条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から 3 月以内に、その博士論文の内容の要旨及び博士論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第 24 条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から 1 年以内に、その博士論文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合、学長は、その博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前 2 項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

- 4 第1項又は第2項の規定により博士論文を公表する場合には、第1項については博士論文に「甲子園大学審査学位論文（博士）」、第2項については博士論文の要旨に「甲子園大学審査学位論文（博士）の要旨」と明記しなければならない。

第 6 章 そ の 他

(学位申請書等の様式)

第25条 学位申請書及び履歴書の様式は、別記様式第5から第8のとおりとする。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が行う。

(雑 則)

第27条 この規程に定めるもののほか、学位論文の提出時期及び審査の期限並びに試験等学位審査に関し必要な事項は、研究科委員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、ただし平成22年度以前に入学した者については、なお従前のとおりとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。